

第30回大牟田市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年12月10日(水) 午前9時30分から午前10時25分まで
2. 開催場所 大牟田市役所 北別館4階 第1会議室
3. 出席委員(8名)
 - 会長 古賀 正廣
 - 会長代理 石橋 祐一
 - 3番委員 中島 照章
 - 4番委員 梅野 節子
 - 6番委員 内野 和幸
 - 7番委員 境 タヅ代
 - 8番委員 松山 規子
 - 9番委員 池端 祥久
4. 欠席委員(1名)
 - 5番委員 鳥越 孝広
5. 議事日程
 - 審議事項
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農用地利用集積等促進計画(案)について
 - 議案第3号 農地所有適格法人の要件確認について
 - 議案第4号 大牟田市農業振興地域整備計画の変更に関する意見について
 - 報告事項
 - 報告第1号 農地法第18条による合意解約について
 - 報告第2号 非農地証明について
6. 農業委員会事務局職員
 - 事務局長 松尾 健一
 - 次長 野田 稔雄
 - 職員 鬼木 真理子
 - 職員 福浦 忠紀

議長 それでは、定足数を満たしておりますので、ただいまより第30回農業委員会総会を開催いたします。

 大牟田市農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、私から指名させていただくことにご異議ありませんでしょうか。

農業委員 はい。

議長 それでは、6番委員と7番委員にお願いいたします。

両委員 はい。

議長 なお、本日の会議書記には、事務局次長を指名します。

各委員 はい。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 このことについては、1件の申請がございます。
事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。所有権移転の1件ございます。

 1番は、所有者の〇〇さんが早く土地処分を行いたいとのことで相談を受けておりました。そのような中、ご親戚である〇〇さんの息子さんが、大牟田に戻り農業を行うとの意向から今回1筆を除く大半をまとめて購入となったものでございます。

 関連して同時に現耕作者との解約が、総会資料8ページ1番案件にございます。

 なお、現在、移転予定者〇〇さんは、畑のみの耕作の自給的農家です。申請地が田であることから、稲作が可能か地区委員の2名と共に倉庫内の機械状況等の調査を実施したところでございます。

 なお、自作が困難な残り1筆は、所有者の〇〇さんよりあっせん申出書提出がございましたので、今後、地区委員2名によるあっせん事業が行われる予定でございます。

 いずれも許可基準を満たしていると思われます。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長 それでは次に地区担当委員の意見に入ります。

 担当委員は私ですので意見を述べます。

 〇〇さんは以前の堤のお世話係をやっていた方で、息子さんがするならばと思われたようです。推進委員と一緒に機械の保有状況と購入予定のコンバインについても具体的な説明を聞き、そういうことであれば問題ないと判断したとこ

をお願いします。

では、10番を除く2番から12番までの説明を事務局からお願いします。

事務局 はい。2番と3番は、1番と同じく亡くなられた〇〇さんの農地を、地区委員の斡旋により、周辺耕作の〇〇さんと兼業農家の〇〇さんにまとめたものでございます。

4番は、親子間の貸借が満了することから契約の更新でございます。

5番も期間満了による更新申請でございます。

6番は、新規貸付となるもので、農地集積になるものでございます。

7番、8番は期間満了となるための更新申請でございます。

9番は、規模拡大で周辺農地を新規での貸借申請でございます。

10番を飛ばし、11番は、1年前に期間満了となったまま更新されていなかったもので、実質的には継続のものでございます。

12番は、利用権貸借から中間管理権での貸借に変更されるもので、解約が8ページでございます。耕作者は同じでございます。

以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくをお願いします。

議長 事務局説明が終わりました。審議に入ります。

ご意見ご質問がある方は挙手願います。

(挙手なし)

質問なしとして採決に入ります。

議案第2号は、いつもどおり一括採決にしたいと思いますがよろしいでしょうか。

各委員 はい。

議長 それでは、一括採決といたします。

10番案件を除く2番から12番までの案賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

ありがとうございます。

全員賛成で案どおりに決定します。

議長 次に10番案件に入りますので、会長代理は退席をお願いします。

—会長代理退室—

では、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。10番は期間満了による更新申請でございます。以上です。

議長 では、審議に入ります。ご意見ご質問がある方は、挙手願います。

(発言者なし)

無いようですので審議を終わり採決に入ります。

10番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

ありがとうございます。

10番案件は全員賛成で許可に決定します。

それでは、会長代理の入室をお願いします。

－会長代理の入室－

会長代理の案件は許可に決定しました。

次に

議案第3号 農地所有適格法人の要件確認について

議長 このことについては1件あっております。
それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 こちらのことは、提出のあった報告書より、法人各項目を総会資料にまとめて
おります。全ての項目で適と思われる。要件を満たしているかのご審議の程お願
いいたします。

議長 それでは審議に入ります。
質問がある方は挙手願います。

6番委員 はい。

議長 どうぞ。

6番委員 農業以外の売上げがありますが増えると問題になるのですか。

議長 事務局をお願いします。

事務局 はい。農業以外の売上が過半を超えますと適格法人の要件を満たさなくなります。

6番委員 もっと稼げそうな農業外施設として営業はできないのですか。

事務局 農業以外となると転用許可や農用地除外問題、それに調整区域内ですので都市計
画法の問題も生じて参ります。10年程前より代表者から経営改善策の検討で相談
はあっているようです。そして、その手法については農林水産課より説明がなされ
ております。一番の課題としては、実施するにあたり計画策定が必要となりますが、
国土調査の未実施地でありますので、全体土地測量から行う必要がございます。園
地も広く相当な額になると見込まれ、準備段階での費用が高額であることから踏み

込まれていないものと思っております。

6 番委員 分かりました。

議長 他にございませんか。

(挙手なし)

質問が無いようですので採決に入ります。

法人要件を満たしていることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

ありがとうございます。

全員賛成で法人要件を満たしていることに決定します。

次に

議案第 4 号 大牟田市農業振興地域整備計画の変更に関する意見について

議長 このことについて編入申請があっているようです。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。大牟田市より 10 筆分の農用地編入について意見を求められているものでございます。目的は、総会資料に記載のとおり交付金制度の対象要件を満たすためでございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

何かご意見ご質問がある方は、挙手願います。

(挙手なし)

挙手もないため採決に入ります。

意見がございませんでしたので、意見なしとすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

ありがとうございました。

全員賛成で意見なしに決定します。

次の報告に入ります。

報告第 1 号 農地法第 18 条による合意解約

議長 事務局から説明をお願いします。

事務局 1 番は、本日の議案第 1 号の 3 条申請のための解約でございます。

2番は、所有者から賃料無料を有料への相談から耕作者が辞められることになったと伺っております。

なお、後の耕作者はあてがあるような返答だったそうですので、今後の総会で申請に挙がってくると思われます。

3番は、議案第2号12番案件で説明しました利用権から中間管理権への切り替えの解約でございます。

これらから耕作者不在の農地はございません。以上です。

議長 ご質問がある方は挙手をお願いします。

 (挙手なし)

 無いものとし、次に進みます。

報告第2号 非農地証明について

議長 事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。住宅敷地内の土地3筆の合筆をするための地目整理でございます。以上です。

議長 ご質問がある方は挙手願います。

 (挙手なし)

議長 以上で審議、報告を終わります。

 これをもちまして第30回総会を終了いたします。

 閉会

 以上